

黒潮町 総合事業費の請求について

令和元年10月1日現在(報酬改定後)

※請求は、実際の利用回数ではなく、プランで組んでいる利用回数の単位で請求すること。

訪問型サービス

			請求について		
認定区分	利用回数の原則	利用上限	プランの利用回数	コード/単位	備考
要支援1 事業対象者 (要支援1レベル)	月に4回まで (週1回)	月に8回まで	月1回～4回	2411/267単位	月によりお休みになる週が発生(月により5回ある曜日があるため)
			月5回～8回	2511/271単位	ただし、退院直後など特別な事情があり、アセスメントにより必要と判断される場合に限る。
要支援2 事業対象者 (要支援2レベル)	月に8回まで (週2回)	月に12回まで	月1回～4回	2411/267単位	月によりお休みになる週が発生(月により5回ある曜日があるため) ただし、もともと月5回～8回でプランを組んでいた利用者が、急遽の入院等により月1回～4回の利用になった場合は、2511/271単位にて請求する。
			月5回～8回	2511/271単位	月により週1回になる週が発生(月により5回ある曜日があるため)
			月9回～12回	2621/286単位	ただし、退院直後など特別な事情があり、アセスメントにより必要と判断される場合に限る。

※特別な事情とは、食事の援助がなければ状態が悪化するなど、上限を超える回数が必要な場合を想定する。

通所型サービス

			請求について		
認定区分	利用回数の原則	利用上限	プランの利用回数	コード/単位	備考
要支援1 事業対象者 (要支援1レベル)	月に4回まで (週1回)	月に4回まで	月1回～4回	1113/380単位	月によりお休みになる週が発生(月により5回ある曜日があるため) ただし、もともと月5回～8回でプランを組んでいた利用者が、急遽の入院等により月1回～4回の利用になった場合は、1123/391単位にて請求する。
要支援2 事業対象者 (要支援2レベル)	月に8回まで (週2回)	月に8回まで	月5回～8回	1123/391単位	月により週1回になる時が発生(月により5回ある曜日があるため) 要支援2の利用者については、たとえ月1回～4回のプランを組んでも、1123/391単位でしか請求できない(国保連の審査が通らない)。

※事業対象者(要支援1レベル)が月5回以上利用することは想定していない。